

「レコード演奏・伝達権」に係る利用者団体からの主な意見の概要

※令和7年度第2～4回政策小委員会における議事を踏まえ事務局にて作成

【権利導入の趣旨について】

- ・ 導入に関して賛成である。音楽固有の価値と、それに伴う権利が存在することは十分に理解している。
- ・ 日本のエンターテインメント・コンテンツ産業の発展のため、導入に賛成する。
- ・ 日本のアーティストや音楽業界が世界で戦っていく上で、海外から新しい収入源を得、後進アーティストの育成及び支援を行っていく観点からは、導入に大いに賛成する。
- ・ コンテンツ産業の海外展開は今後の日本における重要な産業になることは理解し、国民として大きな期待をもって成長を見守りたい。
- ・ 経緯等を確認し、導入に関しては、一定の理解はできる。
- ・ レコード演奏・伝達権の導入については、日本音楽の海外展開を促進する、アーティスト等の育成・支援に繋げるといった目的は理解することができる。
- ・ 「レコード演奏・伝達権」の創設が、日本音楽の海外展開促進、アーティストの育成・支援に繋がるという点については、その趣旨に異論はない。
- ・ 日本の音楽産業はピーク時からおよそ半分近くにまで市場規模が縮小し、実演家等は新型コロナウイルス感染症の影響により経済的打撃を受け、未だ完全に回復できていない状況がある中で、音楽活動のグローバル化が期待されており、国外で得た成果に対しても適切に著作隣接権収入を得られる仕組みの整備が急務。また、貴重な人材を国外に流出させないためにも、国際的に調和の取れた著作権制度が必要。「レコード演奏・伝達権」の導入は、日本のアーティストが正当な対価を得られる環境を構築し、日本の音楽文化を持続的に発展させるために不可欠な取組である。
- ・ 実演家・レコード製作者等の海外利益確保の観点から議論が進む中、個別の利用場面ごとの影響を上流から下流まで実証的に検討されている点に敬意を表す。導入の方向性は理解するため、負担の水準、社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討を深化していただくことを期待する。
- ・ 実演家の権利を守る立場から、導入に賛成する。
- ・ レコード演奏・伝達権について法制化され、世界に広がるJPOPが保護されることを願う。
- ・ 導入の趣旨を高く評価する。日本国内で製造された市販CD等の音源が海外で利用される際、著作隣接権者に対して適切な対価が支払われる仕組みが整備されることは、我が国の音楽産業の国際的な競争力向上につながるものと考えられ、また、音楽資源の活用によって海外での売上が増加することで、その成果が幅広いジャンルの次世代アーティストの育成や新たな創作活動の原資となるほか、世界における我が国の芸術文化のプレゼンス向上にも寄与するなど、文化的な好循環を生み出すことを強く期待する。

- ・ 舞台芸術分野として制度導入に反対するものではないが、現場の実態を踏まえた制度設計をし、双方にとって実現・持続可能な制度をともに作り上げることが重要。負担が急激に増えると、既存原盤の利用を避けることに繋がり、音楽作品との接点が減れば創作の幅が狭まり、権利者側にとっても将来的な利益につながらない可能性がある。日本独自の創作の土壌を損ない、次代のアーティスト育成や国際的な文化発信における独自性に影響が及び、日本の舞台芸術の世界における存在感の低下のおそれがある。既存原盤を選択しやすい環境を維持することは、文化的循環を保つうえでも重要。
- ・ 骨太の方針等に示されている日本のコンテンツ産業の海外展開を推進する中で、我が国の音楽界及びアーティストの海外進出に伴う日本への対価還元を得る政策は理解する。
- ・ 音楽「著作権」使用料への上乗せと感じており、新たな「著作隣接権」の使用料徴収についてお客様に十分に周知、理解されていない環境下においては、サービス・商品（お客様）への価格転嫁が困難であることから、著作隣接権の使用料徴収制度を導入することに承服しかねる。
- ・ 使用料の水準がある程度明確に示されることが必要であり、示されていない現時点では、賛否の判断が困難。
- ・ 一般論として、バレエ団と契約関係にあるダンサー等実演家にとっては、「レコード演奏・伝達権」の導入に意義があることは認識している。しかしながら、バレエ団は、「レコード演奏・伝達権」の創設により金銭及び対応コストを負担する立場にあり、現状では、法整備に賛成/反対の意見を述べることは難しい。

【「レコード演奏・伝達権」の使用料額や支払いの対象について】

- ・ 中小規模の店舗の経営環境が厳しさを増している現状を踏まえ、現行の著作権料に加え、「レコード演奏・伝達権」の創設が、結果的に加盟店に対する過度な負担増とならないように検討をお願いしたい。
- ・ 負担増になる点については不安を感じるため、国内においては何らかの軽減策を講じてほしい。
- ・ コロナ禍以降、厳しい経営環境に置かれており、追加的な費用負担は事業継続に深刻な影響を及ぼす恐れがある。中小事業者への配慮を含む段階的な導入や支援策を検討してほしい。
- ・ 収入が少額であり経費を差し引くと収支トントンないしは赤字になる事業については、対象外としてほしい。対象にするとしても、同様な事業との公平性を担保してほしい。
- ・ 小規模・教育用途への配慮として、社交ダンスの中小事業者の文化的・公益的役割に鑑み、一定規模以下の利用については免除または低廉な定額上限を設けてほしい。
- ・ JASRACでさえ、何十年も徴収のための努力を積み重ねてきてもいまだに全部の徴収ができていない。新しい制度を作っても、徴収を徹底できるのかが疑問。舞台芸術公演においては中小規模団体が多数を占めており、これらの団体は利益が出ない活動も多く、追加負担に対応する余力が乏しい一方、徴収総額に占める割合は極めて小さい。原盤利

用率も低い。小規模団体に対しては免除・減免の措置を講じてほしい。

- ・ 公的な助成金を受けて実施している事業については、費用負担の免除を検討いただきたい。
- ・ チケット代の高い公演や、観客数の多い公演が、必ずしも収益率が高いわけではないため、一律チケット収入の何割等とするのではなく、実態に合った費用負担となるよう検討いただきたい。
- ・ 選手・愛好者はスポーツをするためには有償民間クラブに通う必要があって家計への負担が増え、宿泊費・移動費など物価高騰により大会等イベント参加にも経済的負担が多大なものとなっており、経済的理由によりスポーツができない子供が増えている。スポーツ文化の減退につながらないようにしていただきたい。
- ・ 元栓処理の結果、使用料相当額が転嫁される場合、BGM利用を控える者も出てくるものと思われ、かえって商業用レコード使用の普及の妨げになるおそれがある。また、「レコード演奏・伝達権」が二次使用料請求権ではなく許諾権となる場合には影響が大きく、妥当でない。送信可能化権の許諾料と同程度が上乘せされるということになれば、極めて萎縮効果が大きくなる点に留意してほしい。
- ・ 支払対象となる楽曲とそうでない楽曲の区別が繊細かつ複雑であり、現場での判断が困難となる可能性がある。対象楽曲の明確な定義と識別の支援の仕組みを構築してほしい。
- ・ 教授所における音源の利用形態の多様化を踏まえつつ、公平で実効性のあるものとなるよう、支払い対象の定義や適用範囲を明確化してほしい。
- ・ 商業用レコードが複製されているあらゆる端末機器の再生についても権利を及ぼすことも射程に入るのであれば、慎重を期すべき。
- ・ 貸切バス事業において、現行の著作権使用料の包括契約を行い、音楽再生の機能を有する機器の搭載という基準で団体が会員分を一括して徴収・支払いしているが、実際に音楽CD等の音源を再生することは極めて限定的であるため、「レコード演奏・伝達権」については、音楽再生機器の搭載のみで一律の徴収対象とせず、柔軟で合理的な制度運用をしてほしい。

【「レコード演奏・伝達権」の使用料の支払い方法について】

- ・ 利用料の徴収に関しては、手続きが煩雑にならないよう、指定管理団体等を通じて、オンラインによる手続きを希望する。
- ・ 権利処理が煩雑化すると創作活動の妨げとなるおそれがあり、使用目的や規模に応じた柔軟なライセンスや、分野の実情に即したガイドラインの整備、権利処理の透明化・簡便化を実現するデジタル基盤の整備について配慮してほしい。
- ・ 適正に契約する法人・個人と、法制化されたことを認識していない、あるいは故意に支払手続を行わない法人・個人が混在するという事象が起こらないよう、公平な徴収体制の構築が必要。
- ・ 利用者の手続きが煩雑にならないよう、手続きの簡略化とデジタル化の推進を要望す

る。

- ・ 著作権に加えレコード演奏・伝達権の支払いを行うことに、負担感や混乱が生じかねず、既存の著作権使用料の徴収と新たな著作隣接権の対価の徴収を統合し、単一窓口による包括的利用許諾を基本とすることなどにより、利用者が現場で負う追加の手續・追加負担を免除または最小化してほしい。
- ・ 申請書を1つ作成すれば、JASRACにもレコード演奏・伝達権についても使えるなど利用者が申請しやすいシステムにしてほしい。
- ・ 団体所属の者のみが負担を強いられフリーの者が無負担となる不均衡を避けるため、プラットフォーム経由等も含めた実効的で公平なメカニズムを検討してほしい。
- ・ 業界団体に未加盟の事業者も存在するため、徴収方法を含めて、公平で透明性の高い制度設計を要望する。
- ・ 無理のない負担水準、そして複雑でない徴収体制・仕組みの下、団体契約による一括・円滑な徴収を基本とし、徴収・分配コストの抑制を図ってほしい。

【「レコード演奏・伝達権」の使用料の支払い開始時期等について】

- ・ 団体に非加盟の者も存在することから、導入にあたり一定の猶予期間（3年程度）を設けてほしい。
- ・ 舞台芸術分野は構造上利益率が極めて低く、制度変更に伴う負担を即時に対応することは難しい。制度導入後の混乱を避けるためにも、複数年の移行期間、規模別の段階的適用、一定以下の団体の減免措置など、緩やかに導入が必要。
- ・ 既存の団体契約加入者には経過措置を講じ、急激な負担増を回避してほしい。

【利用した楽曲の報告について】

- ・ 利用した音源について複雑な申告や管理が発生すると、現場に過度な負担が生じ、徴収漏れや偏りを引き起こし、不公平を招く可能性が高く、既存のJASRAC申請書に簡易な原盤記載欄を追加するなど、負担を増やさず実務と接続できる方式を検討してほしい。
- ・ JASRACと新たな管理団体の2団体に対して、それぞれ別の様式で報告を行うことだけでも、負担感は大きいため、可能な部分は手続きの一本化を検討いただきたい。

【権利者への分配について】

- ・ レコード演奏・伝達権によって得られる使用料がアーティストに還元されず、レコード会社にのみ帰属するような状況は避けるべきである。アーティストとレコード会社の双方に公正かつ適切に分配されることが担保された仕組みの構築が必要である。
- ・ 海外から還元される対価等はアーティスト等の育成にどのように活用されるのか。
- ・ 間に管理団体を挟むことによって、徴収に対する多大な管理コストが発生してしまう

と、本来の実演家・レコード製作者の権利拡充という趣旨から乖離するおそれがあるため、極力実演家に対して対価を還元できるしくみを検討いただきたい。

【「レコード演奏・伝達権」の周知・協議の期間や情報の開示について】

- ・ 導入に際しては十分な周知期間と影響試算の公開をお願いしたい。
- ・ 制度改正までに、新たに使用料等を負担する者に対する丁寧な説明を行ってほしい。
- ・ あらゆる事業者に対して丁寧な説明、そして理解が得られるような情報提供と議論を行っていただきたい。
- ・ 音楽を利用する他のスポーツ競技団体と連携し導入までの過程で意見等する機会を考慮してほしい。
- ・ 権利の導入により我が国が海外諸国から得る使用料の総額と、海外諸国に対して支払う使用料の総額の規模感について、明確な情報の提示が必要。

【複製等を含む権利処理について】

- ・ 集中管理団体の設置による権利処理手続の簡易化や、加盟団体分を包括契約することにより、各加盟団体の個別、直接の権利処理や使用料支払手続が不要となる仕組みを併せて検討してほしい。
- ・ 舞台芸術の現場では音源再生のためにPC等への複製が不可欠である。JASRACの演奏権処理や放送ブランケット契約と同様に、演奏利用の中に準備複製を包括させる整理が必要。

【その他】

- ・ 「著作隣接権」について「著作権」同様に広く周知、理解できる環境を制度改正までにつくるべき（著作権に加えて著作隣接権の使用料負担が生じることも周知）。
- ・ 舞踊・舞台芸術分野の中小団体・個人アーティストへの支援体制の充実に配慮してほしい。
- ・ アーティストの海外展開の促進は、国費をもって支援を行うのが本来あるべき姿である。
- ・ アーティスト等の育成、支援の方法、計画を分かりやすく提供してほしい。
- ・ レコード演奏・伝達権の導入により、日本にまとまった収益が発生するのであれば、そこから基金をつくり、芸術団体に支援するしくみづくりを考えていただきたい。

(以上)